

## ケース研修ワークシート (2) スピード違反

### ●ケース

氏名 ( )

A教諭は、連休を利用して家族旅行に自動車で出かけ、法定速度時速50kmの国道を時速90kmで走行し、自動速度取締機に検知され、道路交通法第22条違反により検挙された。

処分を恐れてA教諭は校長に報告していなかったが、運転免許停止処分になっていたことが同僚にわかり、同僚から管理職に伝わってしまった。

管理職がA教諭に確認したところ、検挙された事実を認め、校長に速やかに事情が報告されていなかった事実が明らかになった。

コンプライアンスハンドブックケース集(平成22年8月)より

#### (1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

- ◇
- ◇
- ◇

#### (2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇
- ◇
- ◇

#### (3) 対応策について検討してみましょう！

- ◇
- ◇
- ◇

#### (4) セルフチェックしてみましょう！

	項目	ア	イ	ウ
1	「教職員の懲戒処分の指針(標準的な処分量定)」で示された交通違反・事故をした場合の処分を理解している。			
2	速やかにその事情を校長又は教育委員会に報告しなければならない違反や事故は何かを理解している。			
3	交通三悪とは何かを理解している。			
4	日頃から交通ルールを守り、安全運転に努めている。			
5	交通違反は、法を犯す行為であり、事故などを起こした場合は刑事罰を受け、失職することがあることを理解している。			

(ア:はい イ:どちらともいえない ウ:いいえ)

#### ◎ 今回の研修についての感想(評価を○で囲んで、感想を書いてください。)

評価	とても良かった	良かった	あまり良くなかった	良くなかった

## 解説

# ケース研修ワークシート（スピード違反）

### (1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

- ◇公務員の交通安全に対する意識を問われている中、より安全運転に徹すべきなのに、交通三悪の一つのスピード違反をしている。
- ◇死亡事故にもつながりかねない大幅なスピード違反をしている。
- ◇背景には、事故さえ起こさなければ大丈夫だろうという安易な考えがある。
- ◇本来、校長に報告すべき検挙の事実を報告できていない。

### (2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇身分上の責任 減給又は戒告  
(参考) 隠ぺいしようとしたと判断された場合は、報告義務違反として停職の可能性もある。
- ◇行政上の責任 30日間の運転免許停止処分（過去3年間処分歴なしの場合）  
(参考) 運転免許証の違反点数：6点
- ◇刑事上の責任 道路交通法違反により懲役又は罰金  
(参考) 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金。

※ 関連する法令等は、コンプライアンスハンドブックケース集の4～5ページを参照してください。

### (3) 対応策について検討してみましょう！

- ◇違反や事故をしたときは、速やかに上司に報告することを徹底する。
- ◇校長又は教育委員会に報告すべき違反や事故について、規則を確認する。
- ◇所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ◇旅行や出張など、自動車を運転するときは、時間的なゆとりを持って出かけ、決して無謀な運転をしないようにする。
- ◇交通安全宣言文に全教職員が署名し、児童生徒に対して交通安全教育を行う立場にあることを自覚する。
- ◇研修計画を見直し、交通法規に精通する研修を実施する。
- ◇「教職員の懲戒処分の指針」の「標準的な処分量定」を研修資料として取り上げ、具体的な非違行為の内容とそのてん末を理解する。
- ◇報告・連絡・相談がスムーズに行える風通しの良い職場環境づくりに、管理職が率先して取り組む。

教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）					
非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
速度違反 (30km以上) (高速道路の 場合は40km 以上)	(1)相手方を死亡させた教職員	○			
	(2)相手方に重傷を負わせた教職員	○	○		
	(3)相手方に軽傷を負わせた教職員	○	○	○	
	(4)他人の所有物に損傷を与えた教職員		○	○	○
	(5)上記(1)～(4)以外で、速度違反を起こした教職員（自損事故の場合及び事故等はないが、速度違反で検挙された教職員を含む）			○	○